

伊万里市災害時協力井戸・湧水登録制度 Q&A

【趣旨・登録等について】

Q 1) 災害時協力井戸・湧水とはどのようなものですか？

災害時において、水道の断水等が発生し、供給が困難となるおそれのある生活用水（トイレや清掃等に使用する水）の確保を図るため、東日本大震災や能登半島地震時に水源として役立つことが多く確認された、個人や事業所が所有する井戸や湧水を、「災害時協力井戸・湧水」として事前に登録いただき、その場所等を市において広く周知し、復旧するまでの間に付近住民等が、生活に必要な水を確保することを目的としています。

Q 2) 誰でも登録できますか？

個人や事業者などの井戸・湧水の所有者であれば、誰でも登録は可能です。

Q 3) どんな井戸・湧水でも登録できますか？

「伊万里市災害時協力井戸・湧水登録制度実施要領」第3条に定める要件を全て満たしている井戸・湧水であれば登録は可能です。なお、登録に際しては、事前に市職員が現場で調査を行い、要件等を確認させていただきます。

Q 4) 畑など、屋外に井戸・湧水があるのですが、登録できますか？

登録は可能です。屋内、屋外は問いません。

Q 5) 電動ポンプ等の設備は無く、手動ポンプですが、登録できますか？

手動（手押し）式でも安全に取水できれば登録は可能です。

Q 6) 登録するには最初に何をすればよいのですか？

登録に際しては、「伊万里市災害時協力井戸・湧水登録申出書」を記入いただき、市役所 防災危機管理課にご提出ください。

Q 7) 申出から運用（登録）開始までの手順はどうなっていますか？

登録までの概要は、下記のとおりとなります。

「登録申出書」の提出（井戸・湧水の所有者から市へ提出いただきます。）

↓

「現地確認」の実施（市が現地確認を実施します。）

↓

「登録適否決定通知書」の発送（市から申出者に、登録適否決定通知書を送付します。）

↓

「公表」（井戸・湧水の所在地に関する情報などをホームページで公表します。）

（Q 18、19を参照）

↓

災害時協力井戸・湧水として登録（運用の開始）

伊万里市災害時協力井戸・湧水登録制度 Q&A

Q 8) 登録に際して、どのような現地調査を行うのですか？

現地調査は、申出者の都合の良い日時を選定いただき、市職員がお伺いします（その際には立会いをお願いします）。現地では、「汲み上げ方法」、「使用状況」、「安全の状況」、その他必要に応じて調査をさせていただきます。また、井戸・湧水及び周辺の写真を撮らせていただきます。

Q 9) 登録したら何かメリットはありますか？

登録者にはメリット等はありませんが、善意により井戸・湧水を登録いただくことで、地域における「防災力の向上」が期待できると考えます。

Q 10) 電動ポンプ汲み上げなので、停電時は使用できません。登録できますか？

登録は可能です。電力が復旧し、井戸・湧水の設備等が安全に使用できる場合にご協力いただきたいと思います。

Q 11) 登録後、井戸水・湧水が出なくなった場合にはどうすればいいですか？

登録の解除に際しては、「伊万里市災害時協力井戸・湧水登録（変更・解除）申出書」を伊万里市防災危機管理課に提出してください。

【水質や検査等について】

Q 12) 水質検査をしていないので、水質が心配です。登録できますか？

水の色、濁り、臭い等に明らかな異常がなければ、登録は可能です。

Q 13) 普段は飲用していないのですが、登録できますか？

登録は可能です。井戸水・湧水登録制度は飲用ではなく、生活用水として使用します。

Q 14) 市で水質検査してもらえるのですか？

市で水質検査は行いません。

【修理等について】

Q 15) 井戸・湧水（設備等）が壊れています。登録時、市で修理をしてもらえますか？

市で修理はしません。本制度は、既設でそのままの状態で使用できる井戸・湧水を登録してもらうものです。修理は登録前も登録後も井戸・湧水の所有者で対応をお願いします。

Q 16) 登録後に井戸・湧水（設備等）が壊れました。市で修理をしてもらえますか？

市で修理はしません。Q 15のとおりです。

伊万里市災害時協力井戸・湧水登録制度 Q&A

Q 17) 配水中に井戸・湧水（設備等）が壊れました。市で修理をしてもらえますか？

市で修理はしません。なお、使用者（原因者）の責によることが明らかな場合であれば、使用者で修理等をいただくことが望ましいと考えます。井戸・湧水の所有者と使用者で協議等をいただき、対応をお願いします。

【公表等について】

Q 18) 登録すると公表されるのですか？

「位置情報（地図上に表示）」及び、登録時、「災害時協力井戸・湧水登録申出書」に記入いただいた「井戸・湧水の所在地」、「井戸・湧水の設備（手押しポンプ・電動ポンプ・手押しポンプと電動ポンプの併用・つるべ・その他）」の3点を、ホームページ（伊万里市防災危機管理課サイト）で公表します。

Q 19) 氏名を公表されるのは、困るのですが

Q 18のとおり、井戸・湧水の所有者の氏名は公表しません。なお、本制度は、「災害時に広く市民等が使用できるように井戸・湧水の所在地等を公表することに同意いただいた方」のみを登録させていただいていますので、井戸・湧水の所在地等は公表しません。

【井戸水の提供・使用について】

Q 20) 登録された井戸・湧水は誰でも使えるのですか？

基本的に誰でも使用できます。本制度は井戸・湧水の所有者の善意と災害時の助け合いの精神を基本理念としているため、被災し、生活用水に困っている方であれば、どなたでも使用することができます。ただし、使用する場合は、注意事項を遵守し、マナーを守ってください。また、事業用や営利目的での使用は控えてください。

Q 21) どんな時に井戸水・湧水を提供するのですか？

災害の種類は問わず、「断水が生じた場合」で「井戸・湧水所有者の判断によるもの」とします。災害時、災害時協力井戸・湧水の所有者の判断により使用時期を決定していただき、使用していただくこととなります。なお、使用開始の際、市への連絡は不要です。

Q 22) 井戸水・湧水を提供する時の費用負担はどうなりますか？

本制度は登録者の善意と災害時の助け合いの精神を基本理念としているため、井戸・湧水の水の費用と井戸・湧水の水の提供にかかる費用（電動ポンプの電気代等）については、井戸・湧水の所有者にご負担いただくこととなります。なお、使用者から料金を徴収することは想定していません。

伊万里市災害時協力井戸・湧水登録制度 Q&A

Q 2 3) 井戸水・湧水を提供する時は、どうするのですか？誰が提供しますか？

井戸水・湧水は公平に配水いただき、配水の時間や配水量等については、井戸・湧水の所有者の判断で実施してください。なお、配水に際して、市職員が立ち会うことはありません。

Q 2 4) 配水にかかる容器（給水袋、バケツ等）は誰が準備するのですか？

配水に必要な器具や容器（バケツ、ポリ容器、袋等）は、井戸・湧水から配水を受けの方がご準備をいただき、配水を受けてください。井戸・湧水所有者や市で配水用の容器を準備するものではありません。

【登録後の管理等について】

Q 2 5) 登録された後は何かしなければなりませんか？

特に何もありません。これまで同様に普段から井戸・湧水を使用いただき、適正に維持管理に努めていただくようお願いします。

Q 2 6) ポンプの点検費用や電気代等は市で負担してもらえますか？

市は負担しません。Q 2 2と同様に、制度の趣旨からも、修理を含め、ポンプ等の点検費用や電気代については井戸・湧水所有者でご負担ください。

【責任・保証等について】

Q 2 7) 災害時に必ず使えるという保証がありませんが、登録できますか？

登録は可能です。特に地震発生後は井戸枠の破損や地殻変動にともなう水脈の変化により、水の濁りの発生や水が枯れてしまうことも考えられます。本制度は登録いただいた井戸・湧水が「災害発生時に使用できる状況であれば、使用させていただく」という制度ですので、登録に際して、井戸の補強工事や予備のポンプを導入いただくなどの準備をしていただく必要はありません。

Q 2 8) 飲用し、健康被害等が発生した場合、誰が責任を取るのですか？

飲用された方の個人の責任となります。本制度は井戸水・湧水を飲用以外の生活用水（トイレ・掃除・洗濯等）に使用することとしています。水質検査をしていないことや、現在、飲用として使用している井戸であっても、災害時には水脈等の変化により飲用ができなくなることも想定されますので、飲用水については、各家庭内で市販のペットボトル飲用水などの備蓄をお願いします。